

生活保護のしおり

生活にお困りの方に



生活保護制度は、日本国憲法第25条の規定に基づいて、生活に

困っている方々が、人間として生きる最低限度の生活を保障され、

自立するための援助が受けられるようにつくられた国民の権利として

の制度です。

このしおりは、生活保護制度について、正しく理解していただく

ために、できるだけわかりやすく作成したものです。

南アルプス市福祉事務所

生活保護とは

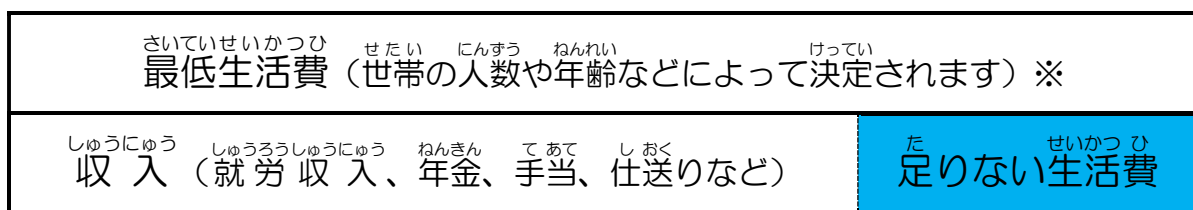
- 私たちの一生の間には、さまざまな事情で生活に困ってしまうことがあります。
- 生活保護は、自分の力だけではどうしても生活できない方に対して、困っている程度に応じて、経済的な援助を行うとともに、一日も早く自分の力で生活できるよう支援する制度です。

- この制度では、国で決めた要件を満たせば、誰でも保護を受けることができます。
- ただし、暴力団員は保護の要件を満たしませんので保護を受けることはできません。

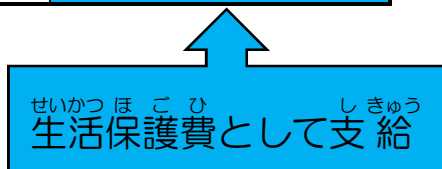
生活保護のしくみ

生活保護を利用する世帯の人数、年齢、障がいの程度、家賃額（上限あり）などにより国が最低生活費を定めています。その基準と世帯の収入や資産などを比較してどのくらい足りない部分があるのかを審査します。最低生活費に対し、世帯収入が不足する部分を生活保護費で補います。

下の図の収入部分が最低生活費を超える場合は、生活保護の利用はできません。



※ 最低生活費とは、世帯全員の食費、衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、介護費、医療費などを合わせたものです。



●生活保護は世帯全員が対象です

生活保護は、原則世帯全体で保護が必要かどうかを判断します。そのため、世帯の一部の方のみで生活保護を受けることは基本的にはできません。世帯とは、一つの屋根の下に一緒に居住していることや、生計を共にしている状態のことをいいます。

※血縁・婚姻関係になくても、世帯と認定されることがあります。

● 生活保護の要件等

生活保護の制度は、利用できる資産、能力、その他あらゆるものを生活のために活用していただくことを要件としています。そのため、収入や資産について正しい届け出をすることが法律上義務付けられています。

生活保護制度に優先されることを説明した資産の活用・能力の活用・そのほかの法律や制度の例です。

資産の活用

預貯金、土地・家屋などの不動産、株、出資金、貴金属、貯蓄性の高い生命保険、自家用車など売却可能な資産がある場合は、最低生活費に充てていただくことがあります。

能力の活用

働くことができる方は、自分の能力に応じて一生懸命働く必要があります。

ほかの制度の利用

各種年金や各種福祉手当、雇用保険、健康保険など、ほかの社会保障制度などで給付を受けることができる場合は、それらを優先して活用し、生活費に充てる必要があります。

扶養義務者の扶養

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けられる場合は、そちらが優先されます。

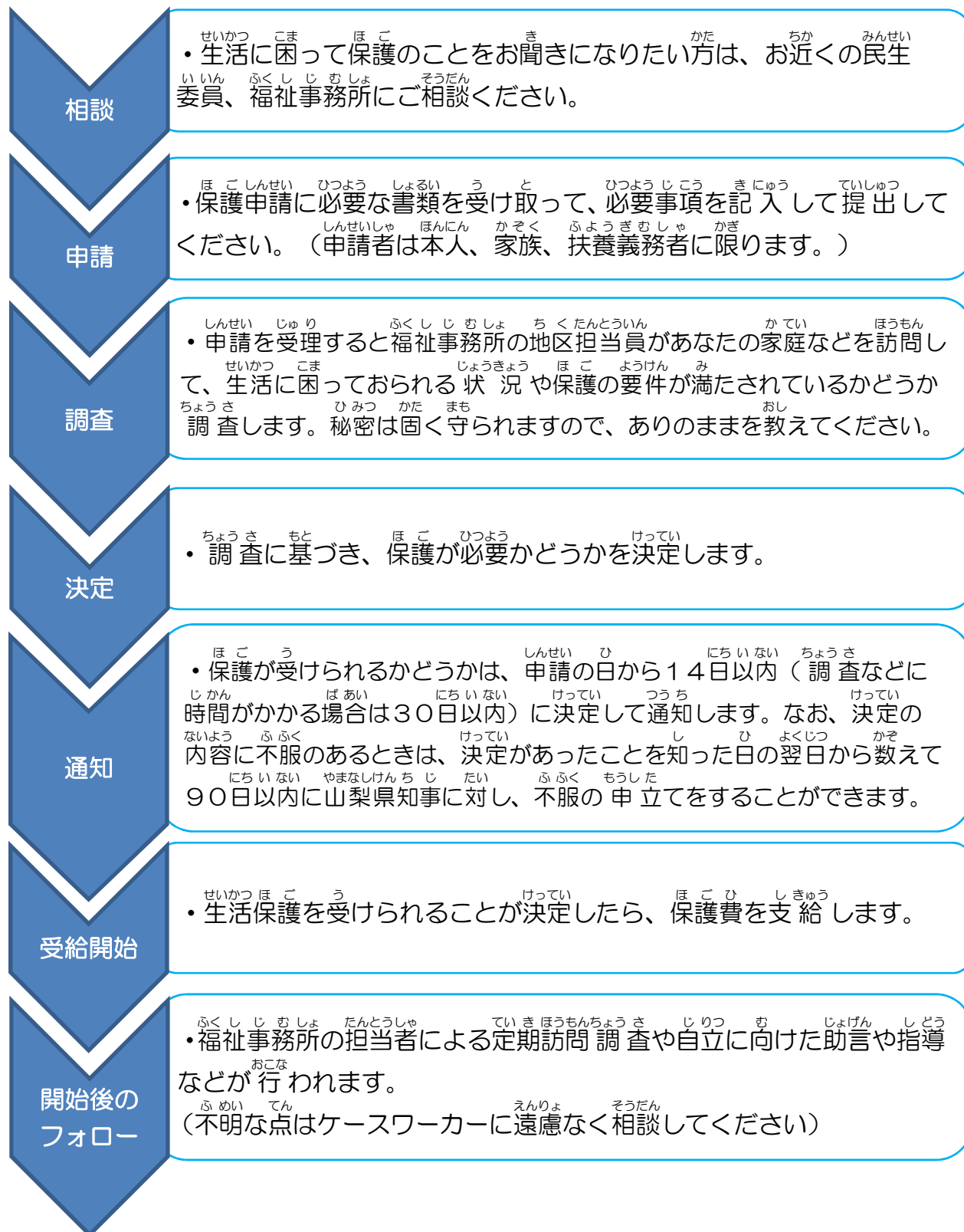
また、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合は、親族の照会を見合わせることもあります。事前にご相談ください。

生活保護の利用の流れ

生活保護を利用するには、本人の意思で申請することが原則です。

それが困難な場合は、家族、扶養義務者が手続きすることも可能です。

なお、どなたも来所ができない場合はまずはお電話でご相談ください。



生活保護の種類

生活保護が決定されると、必要に応じて8つの扶助が受けられます。

① 生活扶助

衣食、光熱水費など
日常生活に
関する費用



② 住宅扶助

家賃や地代など、住居に関する
費用



③ 教育扶助

学用品や給食費など、義務教育
に必要な費用



④ 医療扶助

診察、治療、薬剤など、医療に
関する費用



⑤ 介護扶助

介護保険で認められる範囲で、
必要最低限の費用



⑥ 出産扶助

出産に要する費用で必要最低限の額
※入院助産制度の
利用を優先します。



⑦ 生業扶助

高校に通う費用や就職するために
必要となる資格や技術取得にかかる
費用を支給します。



⑧ 葬祭扶助

葬儀費用について、
定められた限度の
中で支給されます。



生活保護を受ける方の権利と義務

- 生活保護を受ける方は、安心して暮らすために次のような権利が保障されます。

- ・不利益変更の禁止（法第56条）

正当な理由がなく、すでに決定された保護を、不利益に変更されることはありません。

- ・公課禁止（法第57条）

支給された保護費は、公的な税金が課せられることはありません。

- ・差押禁止（法第58条）

すでに支給された保護費や、保護を受ける権利は差し押さえられることはありません。

- 生活保護を利用するには、次のようなことを義務として守っていただきます。

- ・働ける方は、積極的に求職活動を行い、働いてください。働いて得た収入は、金額に応じてその一部を控除した残りを収入として認定しますので、控除の額だけ生活費が増えることになり、生活の向上につながります。

- ・病気やけがで働けない方は、主治医の指示に従い、一日も早く回復するよう治療に専念してください。

- ・保護費は支給目的のために使い、無駄な支出をしないよう努力してください。保護を受ける権利（保護費）は、他の方に譲ることはできません。住宅の家賃、給食費や教材費などの教育費は、それぞれの目的のために支給していますので、滞納等しないようお願いします。

- ・私たち福祉事務所では、あなたの世帯の一日も早い自立を支援するため、職員が訪問し、必要に応じて指示や指導をしますので必ず守ってください。守っていただけない場合には、保護を停止又は廃止することがあります。

●生活保護の返還について

- 生活保護の利用開始後に、次のような例で収入を得た場合には、それまでの間に支給した生活保護費を返還してもらうことがあります。

- 保護利用開始時に、活用可能な資産があったが、すぐにお金に換えられず、開始以降に
お金に換えることができたとき。
- 事故や災害の保険金、補償金、示談金等を受け取ったとき。
- 年金をさかのぼって受け取ったとき。
- 生命保険を解約して、返戻金を受け取ったとき。

※収入があるのに報告しなかった場合や嘘の報告をした場合、不正受給があった場合には、すでに支給した生活保護費を返還しなくてはなりません。また、悪質な場合には、法律によって処罰される場合もあります。金額の大小にかかわらず、収入があった場合には、報告してください。

届出が必要なもの

生活状況に変化があったときは、必ずケースワーカーに報告をしてください。

●世帯状況に変化があったときの例

- 住所が変わるときや家賃などが変わったとき



- 家族に変化があるとき（出生、死亡、転入転出、入退院、事故、結婚など）
- 就職や離職をしたとき
- 医療保険の資格を取得や喪失するとき
- 生命保険等の加入、解約、名義変更をするとき
- その他生活状況に大きな変化があったとき

● 収入に変化があったときの例

- 給料や賞与など収入があったとき
- 年金などの公的な手当があったとき
- 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- 交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき
- 相続、養育費、仕送り等の収入があったとき
- 上記は一例であり、あらゆる収入が届出の対象となります



※注意事項

これらの届出が正確になされないと、必要なだけの保護費が支給されなかったり、反対に支給し過ぎた保護費を返していただくこととなります。また、届け出なかったり、偽りの届出など不正な方法で保護費の支給を受けたときは、罰せられることがありますので、正直に速やかに届け出てください。なお、収入の状況については変動のない場合にも定期的に収入申告を提出してください。

医療機関を受診するとき

- 生活保護で受けられる医療は、原則として健康保険に準じた内容で、このうち必要最低限のものです。また、薬については原則ジェネリック薬品の利用をして頂くようになります。
- 生活保護受給中は、国民健康保険証、後期高齢者医療保険証及び重度心身障害者・ひとり親家庭・子ども医療費助成金受給資格者証が使用できませんので返還の手続きをしてください。（会社の社会保険証は利用できます。）
- 病気やケガで病院にかかるときはあらかじめ診療依頼書を福祉事務所（お近くの窓口サービスセンターでも可）に申請し、病院に提出して診療を受けてください。ただし、やむを得ず窓口に来ることができない場合は、担当ケースワーカーに相談してください。
- 休日や夜間など急を要する場合は、受診後すみやかに連絡をください。
- 入院や退院があらかじめわかっているときは、すみやかに担当ケースワーカーに連絡してください。
- 通院等の移送費については、原則として事前の申請が必要ですので担当ケースワーカーに相談してください。

介護保険サービスの利用

- 介護が必要となったときは、介護保険サービスを利用できます。
- 介護保険サービスを利用するには、まずは、介護が必要かどうか、どの程度の介護が必要か、介護認定を受ける必要があります。手続きについては、担当ケースワーカーに相談してください。

●65歳以上の方の場合

介護保険法の被保険者であるため、介護が必要と認定された場合には、介護保険制度の利用が可能です。

ケアマネジャーと契約し、介護保険制度の利用を開始します。

費用については、保険内の9割を介護保険制度で負担し、1割分の自己負担金については、生活保護制度から、サービス提供をした事業所に支払いますので、保険内であれば、原則として本人負担はありません。保険外の費用は、本人負担となります。

●40歳から64歳の方の場合

生活保護受給期間は介護保険法の被保険者ではないため、介護保険制度は利用できません。

原則として、障害福祉制度が優先となり、障害認定が受けられない方や、利用したいサービスが障害福祉サービスに無い場合には、生活保護法の介護給付の利用を検討します。生活保護制度の介護給付の利用方法は、介護保険制度と同じです。

ただし、費用については、保険内の10割を生活保護制度から、サービス提供をした事業所に支払う仕組みとなっています。

利用者負担については、保険内であれば、原則として本人負担はありません。保険外の費用は、本人負担となります。

●介護保険サービス利用時の注意点

- 介護保険法のルールはすべて適用されます。
- 自己負担限度額を超えるサービス利用をした場合には、全額自己負担となります。
- 施設入所や短期入所を利用する方は、必ず、特定入所者介護サービス費の負担限度額認定を申請してください。
- 施設入所や短期入所を利用する場合には、多床室の利用が可能な施設としてください。

その他

●税金などの減免や免除

生活保護を受けている間、国民年金保険料、保育所の保育料、NHKの受信料、住民税

・固定資産税、住民票などの証明手数料、自立支援医療費・障害福祉サービス費

利用料などが減額、または免除されます。

ただし、保護を受ける前の滞納分などは減額、免除の対象外です。



●保護費の支払い

保護費の支払いは、原則として毎月5日に1ヶ月分の保護費を支給します。5日が土日・

祝日の場合はその前の日に支給日が変わります。

初回の支給日や特別な場合は窓口でお渡しすることがあります。2回目以降は原則と

してご指定の世帯主名義の口座に振り込みます。

入院中の方には病院に送金することもできますのでご相談ください。



調査にあたって提示をお願いする書類

| しゅるい 種類 | しよるい めいしやう 書類の名称など | かくにんらん 確認欄 |
|--------------------|--|---------------|
| しさんかんけい 資産関係 | せたいぜんいん よ きんつうちやう 世帯全員の預金通帳 ※現在の残高が分かるように記帳してください | |
| | かにゆう せいめい ほけんとう しょうしよ 加入している生命保険等の証書 | |
| | じどうしゃとう しゃけんしょう じばいせき にんい ほけんしょう うんてんめんきょしょう 自動車等の車検証、自賠責・任意保険証、運転免許証 | |
| | ほゆう または そうぞく できる とち か おくとう かんけいしよるい 保有または相続できる土地・家屋等の関係書類 | |
| | た しさん かん しよるい その他、資産に関する書類 | |
| しゅうにゅうかんけい 収入関係 | きゅう よめいさいしよ まえ かげつぶん 給与明細書（前3ヶ月分） | |
| | かくしゆねんきん しょうしよおよ しはらいつうちしよ 各種年金の証書及び支払通知書（はがき） | |
| | かくしゆ てあて しきゅうつうちしよ 各種手当の支給通知書 | |
| | た しゅうにゅう かん しよるい その他、収入に関する書類 | |
| じゅうたくかんけい 住宅関係 | じゅうたく けいやくしよ げんざい やちん きさい しよるい 住宅の契約書、現在の家賃が記載された書類 | |
| ほけんしょうとう 保険証等 | けんこう ほけんしょう 健康保険証 | |
| | いりょうしょう こうれい じりつしえん じゅうど おや こ 医療証（高齢、自立支援、重度、ひとり親、子どもなど） | |
| | しょうがいしゅ てちやう かいご ほけんしょう 障害者手帳、介護保険証 | |
| た その他 | こじん つうちばんごう マイナンバーカード（個人・通知番号カード） | |
| | みとめいん 認印 | |
| | こうきょうりょうきんなど しはら じょうきやう かくにん しよるい 公共料金等の支払い状況が確認できる書類 | |
| | せいかつれき 生活歴 | |
| | ふようぎ むしゃかんけいちやうさしよ 扶養義務者関係調査書 | |

MEMO

南アルプス市福祉事務所

福祉総合相談課 生活保護担当（ ）

〒400-0395 南アルプス市小笠原376

電話 055-282-7223

FAX 055-282-6095